（別記５）

労働負担軽減対策事業

第１　事業の内容

本事業は、畑作生産地域において、作業の効率化や基幹作業の外部委託等により労働負担の軽減を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

１　省力作業機械の導入

需要のある作物の生産拡大のため、基幹作業の省力化に資する作業機械の導入経費を支援。

２　基幹作業の外部化に向けた取組

豆類やばれいしょの適期作業を推進するため、基幹作業の外部委託に要する経費を支援。

３　作業受託組織のビジネス確立に向けた取組

畑作物の基幹作業の外部化を推進するため、地域の実情に応じた農作業受託組織の安定的な運営に向けた取組を支援

第２　事業実施主体

本要綱別表１に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

１　事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

２　本要綱別表１の事業実施主体欄の４及び５の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。

３　本要綱別表１の事業実施主体欄の４の者については、第１の１の取組を行う場合は受益戸数が３戸以上又は農業従事者が５名以上の者とする。

４　本要綱別表１の事業実施主体欄の５の者については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年４月９日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会又は担い手育成総合支援協議会設置要領（平成 17 年４月１日付け 16 経営第 8837 号農林水産省経営局長通知）第１の３に定める担い手育成総合支援協議会をいう。

５　本要綱別表１の事業実施主体欄の６の者については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。

なお、当該６の者が実施することができるのは第１の１及び３の取組に限るものとする。

６　法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第３　対象となる作物の範囲、成果目標等

１　対象となる作物の範囲

本事業の取組のうち、第１の１及び２の対象とする作物は、畑地に作付けされる豆類及びばれいしょとする。ただし、別記３の第１の１の取組を行っている地域においては、第１の２の取組に限り、高収益作物、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他都道府県知事が

地方農政局等に協議して、地方農政局長等が、事前に農産局長と協議した上で需要が高いと認めた作物も対象範囲とする。

２　成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を１つ設定することとする。

（１）第１の１及び２の取組を行う場合

・10a 当たりの労働時間を３％以上削減

・ばれいしょの導入比率を直近４年間の平均と比較して 2.0 ポイント以上増加

・ばれいしょの作付面積を直近４年間の平均と比較して 3.0％以上増加

・豆類の導入比率を 2.0 ポイント以上増加

・豆類の 10a 当たりの収量を直近７中５年間の平均と比較して 3.0％以上増加

（２）第１の３の取組を行う場合

・当該地域における受託組織の利用割合を 3.0 ポイント以上増加

・作業受託組織における受託対象作物を１品目以上増加

３　目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第４　補助対象経費、補助率等

１　省力作業機械の導入

本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、第３の１に定められた対象作物の基幹作業の省力化に資する農業機械等であり、以下の基準を満たすものの導入、リース導入又は改良に要する経費とする。

（２）補助率は２分の１以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の２分の１以内とする。ただし、農業機械１台当たりの補助金の上限は１,000 万円とする。

（３）本体価格が 50 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

（４）原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

（５）補助対象としない経費

ア　経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ　農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ　国の他の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

エ　本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入、リース導入又は改良に対する助成

（６）農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア　導入及びリース導入共通の留意事項

（ア）導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事

業実施に必要最小限なものであること。

（イ）導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

（ウ）農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（ＡＧＭＩＲＵ「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者（原則３者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

（エ）導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

（オ）事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

（カ）受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず３戸又は５名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、３戸又は５名以上となるように努めるものとする。

イ　農業機械等を導入する場合の留意事項

（ア）事業実施主体は、別記５別紙により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

（イ）農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

（ウ）事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金交付要綱（令和３年12月21日付け３農産第1879号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第21の３に定める財産管理台帳を都道府県知事に提出するものとする。

　都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

（エ）事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a.　貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b.　事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

　事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c.　賃借契約は、書面をもって行うこととする。

　なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ　農業機械等をリース導入する場合の留意事項

（ア）農業機械等のリース期間は、２年（年単位とし、１年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

（イ）リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

　リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（１／２以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）
×助成率（１／２以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
× 助成率（１／２以内）

（ウ）事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者に機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則３者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

なお、リース事業者の選定にあっては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、都道府県知事に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

（オ）事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

２　基幹作業の外部化

本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、第３の１に定めた対象作物の適期の栽培管理を行うため、次の基幹作業を作業受託組織へ委託するのに要する経費とする。

①　播種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

②　ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

（２）補助額は、前々年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。

なお、増加した委託面積又は選別委託量については、前々年度と事業実施年度の作業受委託契約書、作業記録及び受託作業料金の請求書等により確認するものとする。

「補助額」＝（事業実施年産委託面積（又は量）－前々年産委託面積（又は量））
×事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（消費税抜き）
×補助率（１／２以内）

３　作業受託組織のビジネス確立に向けた取組

本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、地域の実情に即した農作業受託組織の育成のために事業実施主体が要する次に掲げる経費のうち別記別表に掲げるものであって、本取組に直接要するものとして明確に区分できるものとする。

①　農作業受託組織のビジネス確立に向けた検討会の開催、ニーズ調査等に係る経費。

②　最新技術や新たに作業受託の対象として導入する作物の生産技術の習得に必要な研

修、最新の農作業機械の展示会等の開催に要する経費。

（２）補助率は、１／２以内とする

第５　実施基準

１　事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施している又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

２　補助対象経費は、事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。

３　事業実施主体は、本事業の実施後においても第３の２の成果目標の達成に向けて、畑作産地の労働負担の軽減に向けた取組を継続することとする。

第６　実施手続

１　事業実施計画の作成

（１）事業実施主体は、本事業の取組について、本要綱別記様式第１号別添②により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。

（２）事業実施計画の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、当該事業実施主体が所在する市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。

ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。

（３）（２）の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。

（４）市町村長は、（２）により提出された事業実施計画の内容を審査し、２の（１）の審査基準に照らし適切と認めた場合は、本要綱別記様式第２号により市町村事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。

市町村計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

（５）都道府県知事は、（２）のただし書により提出された事業実施計画及び（４）により提出された市町村計画の内容を審査し、２の（１）の審査基準に照らし適切と認めた場合は、本要綱別記様式第３号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業実施計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

２　事業実施計画の審査基準等

（１）市町村長及び都道府県知事は、１の（４）及び（５）の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア　事業実施主体は、第２の要件を満たしていること。

イ　本要綱別表２の成果目標の基準を満たしていること。

ウ　事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

エ　第１の１の省力作業機械の導入の取組を実施する場合は、第４の１の（６）に掲げる留意事項を全て満たしていること。

オ　当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

（２）市町村長は（１）の基準に照らして適切な事業実施計画について、本要綱別表２の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントを記載するものとする。

（３）都道府県知事は（１）の基準に照らして適切な事業実施計画について、本要綱別表２の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

３　予算額の配分及び事業実施計画の承認

（１）地方農政局長等は、１の（５）により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

ア　本要綱別表２の成果目標の基準を満たしていること。

イ　事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

（２）農産局長は、（１）により報告のあった都道府県計画について、本要綱別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

（３）地方農政局長等は、（２）の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

（４）都道府県知事は、（３）の通知に基づき、該当する事業実施計画を承認するものとする。

４　事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、１に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

（１）事業の中止又は廃止

（２）事業実施主体の変更

（３）事業実施主体ごとに事業費の30％を超える増又は国庫補助金の増

（４）事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30％を超える減

（５）成果目標の変更

５　事業の着手

（１）事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を本要綱別記様式第４号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

（２）（１）のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、交付要綱第５の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（３）交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（４）都道府県知事及び地方農政局長等は、（１）のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後におい

ても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6　管理運用

（1）事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した農業機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該農業機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承　認を受けるものとする。

（2）都道府県知事は、（1）の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第7　不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8　事業実施状況の報告

1　事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要綱別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2　事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、当該事業実施主体が所在する市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

3　都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう助言又は指導を行うものとする。

4　都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要綱別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

5　地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9　事業実施結果の評価

1　事業実施主体は、本要綱別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2　事業評価シートの都道府県知事への提出は、都道府県及び市町村以外の者が事業実施主体である場合にあっては、当該事業実施主体が所在する市町村長を経由するものとする。

ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。

3　都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていない

と判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。

4　都道府県知事は、１及び３により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の９月末日までに本要綱別記様式第８号により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

5　目標年度において、都道府県知事は、１及び３により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから１ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要綱別記様式第９号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、１から３までに準じて行うものとする。

6　都道府県知事は、５により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。

7　地方農政局長等は、４及び６により報告を受けた場合には、遅延なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

8　地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標を変更又は評価を終了する旨が記載された改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

9　都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

第10　推進指導

1　国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

2　都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11　不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12　補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年11月20日付け７経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。